

令和 2 年(2020 年) 7 月 22 日付け札幌市交通局告示第 229 号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和 2 年(2020 年) 8 月 5 日

札幌市交通事業管理者
交通局長 浦田 洋

記

1 訂正する内容

札幌市交通局告示第 229 号の「地下鉄二十四軒駐車場で使用する電力」に係る入札書受付期間及び開札日時について、以下のとおり訂正する。

【当初告示】

・入札書受付期間

令和 2 年 8 月 5 日(水) 9 時 00 分から令和 2 年 8 月 6 日(木)17 時 00 分まで

※ 紙入札で参加する場合は、上記の入札書受付期間にかかわらず、令和 2 年 8 月 6 日(木)

17 時 00 分までに「電子入札案件紙入札参加申出書」及び「入札書 (※内訳書を含む)」を提出すること (送付の場合は必着のこと)。

・開札の日時及び場所

令和 2 年 8 月 7 日(金)10 時 00 分 札幌市交通局本局庁舎 5 階入札室

【訂正後】

・入札書受付期間

令和 2 年 8 月 6 日(木) 9 時 00 分から令和 2 年 8 月 7 日(金)17 時 00 分まで

※ 紙入札で参加する場合は、上記の入札書受付期間にかかわらず、令和 2 年 8 月 7 日(金)

17 時 00 分までに「電子入札案件紙入札参加申出書」及び「入札書 (※内訳書を含む)」を提出すること (送付の場合は必着のこと)。

・開札の日時及び場所

令和 2 年 8 月 7 日(金) 17 時 05 分 札幌市交通局本局庁舎 5 階入札室

2 変更理由

電子入札システムの入札価格単位区分登録に誤りがあったため。

※入札金額について「銭」単位で入札可能のところ、システム上「円」単位で入札価格区分が登録となっていたため

3 契約担当部局

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号

札幌市交通局事業管理部総務課契約係

電話 011-896-2709

【訂正後】

札幌市交通局告示第 229 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市交通局契約規程（平成 4 年交通局規程第 17 号）第 4 条の規定に基づいて告示する。

令和 2 年 7 月 22 日

札幌市交通事業管理者
交通局長 浦田 洋

記

1 契約担当部局

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号
札幌市交通局事業管理部総務課契約係
(電話 011-896-2709、FAX 011-896-2790)

2 入札に付する事項

(1) 調達件名

- ア 交通局本局庁舎で使用する電力
- イ 二十四軒バスターミナルで使用する電力
- ウ 琴似バスターミナルで使用する電力
- エ 環状通東バスターミナルで使用する電力
- オ 円山バスターミナルで使用する電力
- カ 地下鉄二十四軒駐車場で使用する電力

(2) 調達件名の特質等 入札説明書による。

(3) 調達期間 令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日まで

(4) 予定使用電力量 上記 2 (1) の件名ごとに、次のとおりとする。

- ア 約 728,778kWh
- イ 約 184,000kWh
- ウ 約 176,000kWh
- エ 約 117,614kWh
- オ 約 230,987kWh
- カ 約 79,270kWh

(5) 入札方法

上記 2 (1) の件名ごとに、電子入札システムによりそれぞれ総価で入札に付する。

入札金額は、仕様書等に示した契約容量、契約電力又は契約電流（以下「契約電力等」という。）及び予定使用電力量に、入札者が設定した契約電力等に対する月額単価（基本料金。消費税及び地方消費税の額を含む。）及び使用電力量に対する単価（電力量料金。消費税及び地方消費税の額を含む。）を乗

じて得た額の合計の 110 分の 100 に相当する金額（小数点第三位切り上げ）を入札書に記載すること。

なお、入札金額の算出基礎として、契約単価積算内訳書（入札書別紙。以下「内訳書」という。）を用いて算出のうえ入札書に添付するとともに、内訳書で表示していない単価を積算の基礎としているときは、その根拠となる単価及び計算式を明示した資料を併せて提出すること。

また、以上の単価は銭単位までの記載を可能とするが、内訳書の各月の基本料金及び電力量料金の月額小計に 1 円未満の端数があるときは、その全部を切り捨てた金額を記入すること。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額（総価）に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（小数点第三位切り上げ）を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30～令和 2 年度（平成 30～32 年度）札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「電力業」に登録されている者であること。
- (3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けた者であること。
- (4) 本告示に示した電力を確実に安定して供給し得ることを証明した者であること。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出方法

電子入札システムにより送信すること。

(2) 入札説明書の交付

ア この告示の日から入札書の受付期間終了までの毎日、1 時 00 分から 23 時 00 分まで、札幌市交通局入札情報サービスシステム（P P I）においてダウンロードすることができる。

イ この告示の日から入札書の受付期間終了までの土曜日、日曜日及び国民

の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで、上記 1 に示す契約担当部局においても交付する。

(3) 入札書受付期間

ア 上記 2-(1)-カ以外の案件

令和 2 年 8 月 5 日(水) 9 時 00 分から

令和 2 年 8 月 6 日(木)17 時 00 分まで

※ 紙入札で参加する場合は、上記の入札書受付期間にかかわらず、令和 2 年 8 月 6 日(木)17 時 00 分までに「電子入札案件紙入札参加申出書」及び「入札書（※内訳書を含む）」を提出すること（送付の場合は必着のこと）。

イ 上記 2-(1)-カのみ

令和 2 年 8 月 6 日(木) 9 時 00 分から

令和 2 年 8 月 7 日(金)17 時 00 分まで

※ 紙入札で参加する場合は、上記の入札書受付期間にかかわらず、令和 2 年 8 月 7 日(金)17 時 00 分までに「電子入札案件紙入札参加申出書」及び「入札書（※内訳書を含む）」を提出すること（送付の場合は必着のこと）。

(4) 開札の日時及び場所

ア 上記 2-(1)-カ以外の案件

令和 2 年 8 月 7 日(金)10 時 00 分

場所は、札幌市交通局本局庁舎 5 階入札室

イ 上記 2-(1)-カのみ

令和 2 年 8 月 7 日(金)17 時 05 分

場所は、札幌市交通局本局庁舎 5 階入札室

(5) この電子入札案件において、やむを得ない事情により、電子入札システムを利用して入札書を提出することが難しく、書面による提出を希望するものがある場合の取扱いは、札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領の定めるところによる。

(6) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記 1 に同じ。

5 入札手続等

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

要。契約を締結しようとする者は、契約金額（仕様書等に示した契約電力等及び予定使用電力量に、契約単価を乗じて得た金額の合計。）の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後

(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市交通局契約規程第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札の無効

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市交通局契約規程第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第41条による入札参加資格要件の審査書類の提出の指示があつたにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

札幌市交通局契約規程第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、当該落札者の決定は、開札後に最低価格を入札した者から順次落札候補者として、入札参加資格要件の審査を行い、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

(6) 詳細は入札説明書による。

入札説明書（訂正後）

令和 2 年札幌市交通局告示第 229 号に基づく入札等については、札幌市交通局契約規程、札幌市交通局物品・業務契約等事務処理要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和 2 年 7 月 22 日

2 契約担当部局 〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号
札幌市交通局事業管理部総務課契約係
電話 011-896-2709、FAX 011-896-2790

3 入札に付する事項

(1) 調達件名

- ア 交通局本局庁舎で使用する電力
- イ 二十四軒バスターミナルで使用する電力
- ウ 琴似バスターミナルで使用する電力
- エ 環状通東バスターミナルで使用する電力
- オ 円山バスターミナルで使用する電力
- カ 地下鉄二十四軒駐車場で使用する電力で使用する電力

(2) 調達件名の特質等 仕様書による。

(3) 調達期間 令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日まで

(4) 予定使用電力量 上記 3 (1) の件名ごとに、次のとおりとする。

- ア 約 728, 778kWh
- イ 約 184, 000kWh
- ウ 約 176, 000kWh
- エ 約 117, 614kWh
- オ 約 230, 987kWh
- カ 約 79, 270kWh

(5) 入札方式 **電子入札システムによる事後審査入札方式**

(6) 入札方法

ア 上記 3 (1) の件名ごとに、それぞれ総価で入札に付する。

入札金額は、仕様書等に示した契約容量、契約電力又は契約電流（以下「契約電力等」という。）及び予定使用電力量に、入札者が設定した契約電力等に対する月額単価（基本料金。消費税及び地方消費税の額を含む。）及び使用電力量に対する単価（電力量料金。消費税及び地方消費税の額を含む。）を乗じて得た額の合計の 110 分の 100 に相当する金額（小数点第三位切り上げ）を入札書に記載すること。

なお、入札金額の算出基礎として、契約単価積算内訳書（入札書別紙。以下「内

訳書」という。)を用いて算出のうえ入札書に添付するとともに、内訳書で表示していない単価を積算の基礎としているときは、その根拠となる単価及び計算式を明示した資料を併せて提出すること。

また、以上の単価は銭単位までの記載を可能とするが、内訳書の各月の基本料金及び電力量料金の月額小計に1円未満の端数があるときは、その全部を切り捨てた金額を記入すること。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額(総価)に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(小数点第三位切り上げ)を入札書に記載すること。

イ 入札にあたっては、任意の3桁のくじ番号を記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30～令和2年度(平成30～32年度)札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が「電力業」に登録されている者であること。
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けた者であること。
- (4) 本公告に示した電力を確実に安定して供給し得ることを証明した者であること。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記2に同じ。

- (2) 入札書受付期間

ア 上記3-(1)-カ以外の案件

令和2年8月5日(水)9時00分から

令和2年8月6日(木)17時00分まで

※ 紙入札で参加する場合は、上記の入札書受付期間にかかわらず、令和2年8月6日(木)17時00分までに「電子入札案件紙入札参加申出書」及び「入札書(※内訳書を含む)」を提出すること(送付の場合は必着のこと)。

イ 上記 3-(1)-カのみ

令和 2 年 8 月 6 日(木) 9 時 00 分から

令和 2 年 8 月 7 日(金)17 時 00 分まで

※ 紙入札で参加する場合は、上記の入札書受付期間にかかわらず、令和 2 年 8 月 7 日(金)17 時 00 分までに「電子入札案件紙入札参加申出書」及び「入札書(※内訳書を含む)」を提出すること(送付の場合は必着のこと)。

(3) 開札の日時及び場所

ア 上記 3-(1)-カ以外の案件

日時 令和 2 年 8 月 7 日(金)10 時 00 分

場所 札幌市交通局本局庁舎 5 階 入札室

イ 上記 3-(1)-カのみ

日時 令和 2 年 8 月 7 日(金)17 時 05 分

場所 札幌市交通局本局庁舎 5 階 入札室

(4) 入札書の提出方法

電子入札システムにより送信すること。なお、送信の際には内訳書を添付すること。

(5) この電子入札案件において、やむを得ない事情により、電子入札システムを利用して入札書を提出することが難しく、書面による提出を希望するものがある場合の取扱いは、札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領の定めるところによる。

※札幌市交通局電子入札運用の手引きを参照

ア 入札書(別紙 1)の提出方法

(ア) 入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和 2 年 8 月 7 日 10 時 00 分開札(※上記 3-(1)-カのみ、令和 2 年 8 月 7 日 17 時 05 分開札)「〇〇〇で使用する電力」の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに上記 5 (2)の入札書受付期間終了日時までに提出しなければならない。

(イ) 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和 2 年 8 月 7 日 10 時 00 分開札(※上記 3-(1)-カのみ、令和 2 年 8 月 7 日 17 時 05 分開札)「〇〇〇で使用する電力」の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに上記 5 (2)の入札書受付期間終了日時までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(ウ) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(エ) 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札時まで委任状(別紙 2)を提出しなければならない。

(オ) 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

イ 入札書の提出先及び提出期限

上記 2 の契約担当部局へ、上記 5 (2) の入札書受付期間終了日時までに提出すること（送付の場合は必着のこと）。

(6) 本件の仕様等に対する質問

ア 質問の提出方法

電子入札システムにより送付すること。ただし、紙により入札書を提出する場合は、書面による持参、送付又はファクシミリにより提出することができる。

イ 質問の提出先及び提出期限

上記 2 の契約担当部局へ、上記 1 の告示の日から令和 2 年 7 月 30 日(木)までに提出すること（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く、8 時 00 分から 20 時 00 分まで）。

ウ 質問に対する回答

質問者に対しては、電子入札システムにより回答する。ただし、紙により入札書を提出する質問者に対しては、ファクシミリにより回答する。質問に対する回答書は、電子入札システムにおいて閲覧することができるほか、札幌市交通局ホームページにおいてもその内容を掲載する。

(7) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市交通局契約規程第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市交通局物品・業務契約等事務取扱要領第 41 条による入札参加資格要件の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札書は無効とする。

(8) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人で希望するものは、立ち会うことができる。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事

情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

要。契約を締結しようとする者は、契約金額（仕様書等に示した契約電力等及び予定使用電力量に、契約単価を乗じて得た金額の合計。）の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市交通局契約規程第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市交通局契約規程第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、電子入札システムのくじにより落札候補者の審査の順位を決定する。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4(3)及び(4)に掲げる競争入札参加資格を有することを証する書類として、下記①及び②の書類を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者による入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

【提出書類】

- ① 電力供給誓約書（本書）（別紙4）

② 接続供給契約に関する証明書（契約書の写しなど。）

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる競争入札参加資格を有することを証明する書類を入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。

また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等については、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(5) 落札結果通知

入札結果については、落札者決定後、電子入札システムにより通知する。

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は交通事業管理者の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約方法

落札者が入札において提示した月単位の基本料金及び電力量料金の単価で契約する。

(8) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に交通事業管理者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において交通事業管理者が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 交通事業管理者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(9) 契約条項 別紙3のとおり

(10) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本局に対して入札参加資格が認められな

かった理由について、入札が行われた日の翌日から起算して 10 日以内（土曜日、日曜及び休日は除く）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記 2 に同じ

イ その他 提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電話によるものは受け付けない。

以 上